

○総務省告示第百十号

第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第八条第九項の規定に基づき、接続料の算定に用いる値を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

（最終改正 令和三年十二月二十四日 総務省告示第四百十号）

平成二十八年三月二十九日

総務大臣 山本 早苗

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、第二種指定電気通信設備接続料規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（合理的に期待し得る利回りを勘案した値）

第二条 規則第八条第九項に規定する有利子負債以外の負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値は、次のとおりとする。

日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる事業年度に発行された長期国債であつて当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、三で除した値

- 一 基礎事業年度 当該事業年度の期末に最も近い日
- 二 基礎事業年度の前事業年度 当該事業年度の期末に最も近い日
- 三 基礎事業年度の前々事業年度 当該事業年度の期末に最も近い日

（移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値）

第三条 規則第九条第四項に規定する移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値は、次に掲げる方法により算定した値とする。

算定の方法

次の方法により算定した β

$$\beta = \left(1 + (1 - T) \frac{D}{E}\right) \bar{\beta}$$

$$\bar{\beta} = \frac{1}{\sum_{O \in O_s} MC_O MR_O} \sum_{O \in O_s} MC_O MR_O \frac{\beta_O}{1 + (1 - T_O) \frac{D_O}{E_O}}$$

$$\beta_O = \frac{\sum_{d \in ds} (\Delta x_{O_d} - \overline{\Delta x_O}) (\Delta m_d - \overline{\Delta m})}{\sum_{d \in ds} (\Delta m_d - \overline{\Delta m})^2}$$

$$\Delta x_{O_d} = \frac{x_{O_d} - x_{O_d \text{の前取引日}}}{x_{O_d \text{の前取引日}}$$

$$\overline{\Delta x_O} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta x_{O_d}}{ds \text{ の要素数}}$$

$$\Delta m_d = \frac{m_d - m_{d \text{の前取引日}}}{m_{d \text{の前取引日}}}$$

$$\overline{\Delta m} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta m_d}{ds \text{ の要素数}}$$

D : 算定事業者の当該 β を算定に用いる期待自己資本利益率の算定に係る事業年度（以下「期待自己資本利

益率算定年度」という。)における純有利子負債(有利子負債から現金及び預金を減じたもの又は0のいずれか高い方。以下同じ。)

E : 算定事業者の期待自己資本利益率算定年度における純資産

T : 算定事業者の期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率

O_s : 株式会社NTTドコモ(DCM)、KDDI株式会社(KDDI)又はソフトバンク株式会社(SB)

MC_O : 期待自己資本利益率算定年度における事業者 O の時価総額

MR_O : 事業者 O の期待自己資本利益率算定年度における連結売上高に対する移動電気通信役務の営業収益の割合

D_O : 事業者 O の期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債

E_O : 事業者 O の期待自己資本利益率算定年度における純資産

T_O : 事業者 O の期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率

ds : 期待自己資本利益率算定年度以前3年度に含まれる、東京証券取引所の全取引日

x_{O_d} : 事業者 O の東京証券取引所における株価の取引日 d の最終価格(取引日から期待自己資本利益率算定

年度の最終日までの期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、期待自己資本利益率算定年度の最終日における一株当たりの価格となるよう調整した最終価格)

m_d ：東証株価指数の取引日 d の最終価格

- 2 前項の算定に用いる資産、負債及び純資産の額は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成十三年総務省令第二十四号。以下「二種会計規則」という。）に基づき整理された貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。この場合において、有利子負債の額に含める勘定科目は、社債、借入金及びリース債務のいずれかに該当することが客観的に認められるものに限る。
- 3 第一項の算定に用いる時価総額は、期待自己資本利益率算定年度に含まれる、東京証券取引所の取引日のうち、期待自己資本利益率算定年度の期首及び期末に最も近い取引日における時価総額の合計を二で除したものをを用いるものとする。
- 4 第一項の算定に用いる連結売上高における移動電気通信役務の営業収益の割合は、二種会計規則に基づき整理された移動電気通信役務収支表に計上された移動電気通信役務の営業収益の額（第二種指定電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備をいう。）を設置する電気通信事業者を連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第四号に規定する連結子会社をいう。）とする第一項の事業者については、当該事業者の当該移動電気通信役務の営業収益の額と当該電気通信事業者の当該移動電気通信役務の営業収益の額との合計とする。）を金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項に規定する有価証券報告書に計上された連結売上高の額で除したものをを用いるものとする。
- 5 第一項の算定に当たり、同項の事業者が、非上場会社（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第九条の七に規定する非上場会社をいう。）である場合には、その親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）の株価、時価総額及び連結売上高を用いるものとする。
- 6 規則第十六条第一項の規定に基づき接続料を設定する場合における第一項及び第二項の規定の適用につい

ては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項の表	算定事業者	規則第十六条第一項の承認を共同して受けた算定事業者
	事業者〇	規則第十六条第一項の承認を共同して受けた事業者〇
第二項	貸借対照表に計上された	自らの貸借対照表に計上された額及び規則第十六条第二項の規定により読み替えて適用する規則第五条の共同設定者の貸借対照表に計上された額を合算した額を基礎として算定された額の

附 則（令和三年十二月二十四日総務省告示第四百十号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値（以下「 β 」という。）の算定について、この告示による改正後の平成二十八年総務省告示第百十号第三条の規定は、期待自己資本利益率算定年度が令和二年度の算定から適用するものとし、期待自己資本利益率算定年度が令和元年度以前の β の算定については、なお従前の例による。
- 3 期待自己資本利益率算定年度が令和二年度の β の算定における β^{SB} の算定について、この告示による改正後の平成二十八年総務省告示第百十号第三条の規定の適用については、「期待自己資本利益率算定年度以前三年度」とあるのは、「期待自己資本利益率算定年度以前二年度」とする。